

【納税猶予制度の適用要件等】

項目	相続税の納税猶予	贈与税の納税猶予
認定相続人 認定受贈者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 承継計画（注1）に記載された後継者かつ経営承継円滑化法の認定を受けた者であること</li> <li>② 相続開始後に青色申告の承認を受けること</li> <li>③ 特定事業用資産を保有し、事業を継続すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 承継計画（注1）に記載された後継者かつ経営承継円滑化法の認定を受けた者であること</li> <li>② 贈与税の申告期限までに青色申告の承認を受けること</li> <li>③ 特定事業用資産を保有し、事業を継続すること</li> <li>④ 18歳（2022年3月31日までの期間は20歳）以上であること</li> </ul>
被相続人 贈与者	青色申告の承認を受けている者であったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青色申告の承認を受けている者であったこと</li> <li>② 相続時精算課税制度を適用する場合は贈与年の1月1日において60歳以上であること</li> </ul>
特定事業用 資産	被相続人（贈与者）の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた下記の資産のうち、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地等（面積400㎡までの部分に限る、（注2））</li> <li>② 建物（床面積800㎡までの部分に限る）</li> <li>③ 建物以外の一定の減価償却資産</li> </ul>	
適用時期	2019年1月1日から2028年12月31日までの相続等・贈与に適用	
承継計画の 提出時期	2019年4月1日から2024年3月31日までに承継計画を提出すること	
納税猶予額	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定事業用資産の課税価格（債務がある場合には債務（明らかに事業用でない債務を除く）を控除した額）に対応する相続税、贈与税の納税を猶予する</li> <li>② 贈与者の相続が発生した場合には、特定事業用資産を贈与時の時価で相続により取得したものと、相続税を計算する（都道府県の確認を受けることにより相続税の納税猶予制度を適用できる）</li> </ul>	
猶予税額の 免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全部免除 イ) 認定相続人等が、その死亡の時までに特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合 ロ) 認定相続人等が一定の身体障害等に該当した場合 ハ) 認定相続人等について破産手続開始の決定があった場合 ニ) 相続税、贈与税の申告期限から5年経過後に次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合</li> <li>② 一部免除（注3） イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合 ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合 ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は事業を廃止するとき</li> </ul>	
納税猶予の 打切（猶予 税額の納 付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等は、猶予税額の全額を納付する</li> <li>② 特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する（注3）</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 納税猶予額に相当する担保を提供すること</li> <li>② 申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出すること</li> </ul>	

（注1）認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

（注2）本制度の適用を受ける場合、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用を受けることができないため留意が必要である。

小規模宅地等の特例とは、相続又は遺贈により取得した財産で、その相続の開始の直前において被相続人等の事業又は居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の面積までの部分について、相続税の課税価格の計算上一定の割合を減額する制度をいう。

（注3）特定事業用資産の譲渡等をした場合の取扱いは下記の通りである。

イ) 譲渡額 > 猶予額の場合 猶予額を納税する

ロ) 譲渡額 < 猶予額の場合 譲渡額に対応する猶予額を納税する（差額は免除される）